

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第2号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則(令和5年宮城県教育委員会規則第1号)及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則(令和5年宮城県教育委員会規則第10号)の一部を改正する。

令和7年7月10日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

1 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、これにより地方公務員法の一部を改正する法律が一部改正されたことによる条項の移動に伴い、引用している条項の項番を変更するもの。

3 施行日

公布の日

宮城県教育委員会規則第13号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則（令和5年宮城県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(以下「新規則」という。)別表(その2)に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(以下「新規則」という。)別表(その2)に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

(県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則（令和5年宮城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

附 則

- 1 [略]
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する改正後の第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「、養護助教諭及び講師(」とあるのは、「及び養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下この号において「暫定再任用職員」という。)を除く。)並びに講師(暫定再任用職員及び」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 [略]
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する改正後の第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「、養護助教諭及び講師(」とあるのは、「及び養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下この号において「暫定再任用職員」という。)を除く。)並びに講師(暫定再任用職員及び」とする。

第3号議案

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の
一部改正について

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則(昭和51年宮城県
教育委員会規則第13号)の一部を改正する。

令和7年7月10日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

1 改正の理由

高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等臨時支援)の制度
創設に伴い、従来の高等学校等就学支援金が支給対象外となった
生徒に対し、高校生等臨時支援金が支給される。これにより、高校授
業料は実質無償化となるが、申請された高校生等臨時支援金の認
定には一定の時間を要することから、その間に期限を迎える授業料
及び受講料の徴収期限を変更するための改正を行うもの。

2 改正内容

その年度の第1期分の授業料又は当該年度の受講料の徴収期
限(5/15)を第2期の徴収期限(8/15)に変更した者のうち、令和
7年7月に高校生等臨時支援金の申請を行った者については、さら
に第3期の徴収期限(11/15)まで変更を行うことができるようにす
るもの。

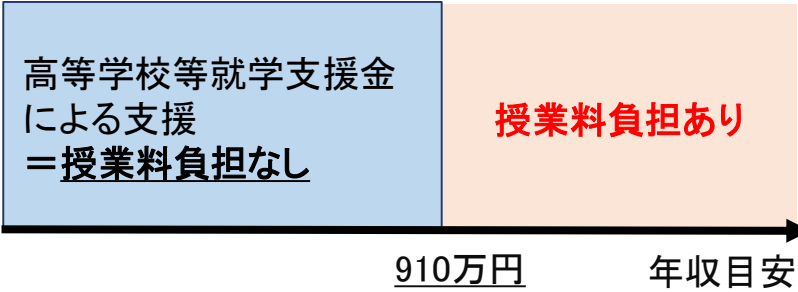
3 施行日

公布の日

授業料無償化の仕組みについて

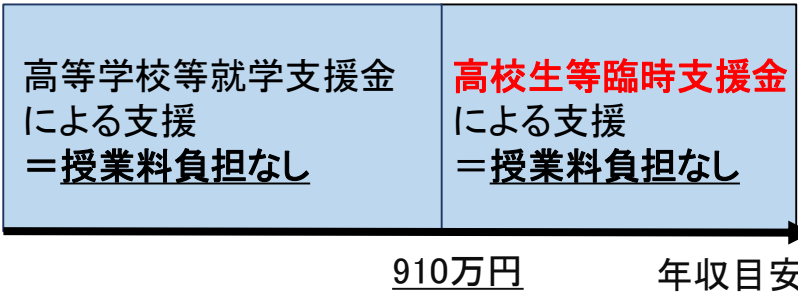
【令和6年度まで(就学支援金のみ)】

授業料(年額) 11万8,800円 (全日制の場合)

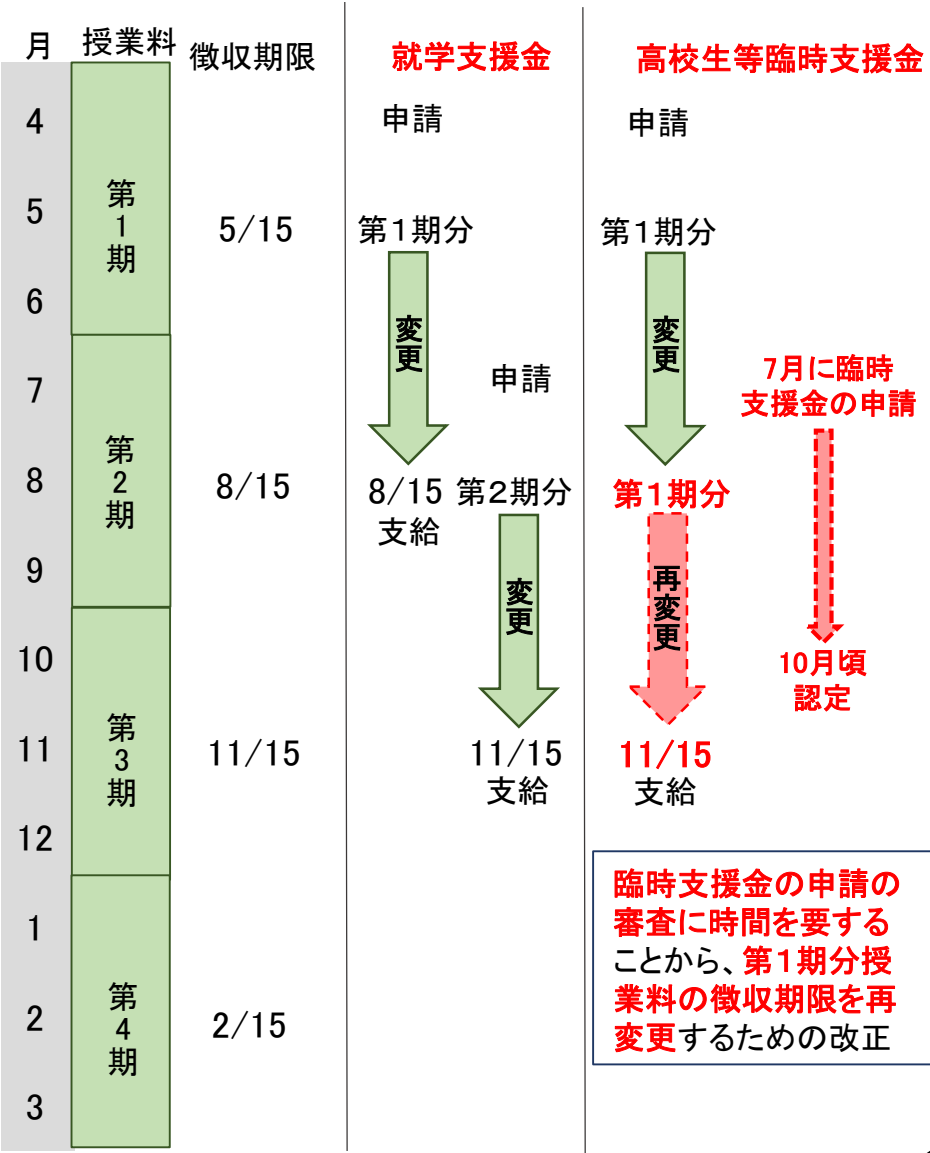


【令和7年度(就学支援金と臨時支援金)】

授業料(年額) 11万8,800円 (全日制の場合)



授業料の徴収期限について



県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和 5 1 年宮城県教育委員会規則第 1 3 号） 新旧対照表

改正後	改正前	備 考																																				
（趣旨） 第 1 条 （略） （徴収期限の変更及び分割徴収） 第 2 条 授業料及び受講料の徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、次の表の各号の左欄に掲げる者とし、その者は、当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の右欄に掲げる日までに納付し、又は 3 回を限度として分割して納付することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>授業料及び受講料の区分</th><th>変更後の徴収期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 2 （略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>2 の 2 前号により徴収期限が変更された者で、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）による高校生等臨時支援金の受給資格認定の申請をした者</td><td>その年度の第 1 期分の授業料又は当該年度の受講料</td><td>徴収期限から 6 月を経過した日</td></tr> <tr> <td>（以下略）</td><td>（以下略）</td><td>（以下略）</td></tr> </tbody> </table> （以下略）	対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限	1 ～ 2 （略）	（略）	（略）	2 の 2 前号により徴収期限が変更された者で、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）による高校生等臨時支援金の受給資格認定の申請をした者	その年度の第 1 期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から 6 月を経過した日	（以下略）	（以下略）	（以下略）	（趣旨） 第 1 条 （略） （徴収期限の変更及び分割徴収） 第 2 条 授業料及び受講料の徴収期限の変更が認められ、又は授業料を分割して納付することができる生徒は、次の表の各号の左欄に掲げる者とし、その者は、当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の右欄に掲げる日までに納付し、又は 3 回を限度として分割して納付することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>授業料及び受講料の区分</th><th>変更後の徴収期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ 2 （略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>（以下略）</td><td>（以下略）</td><td>（以下略）</td></tr> </tbody> </table> （以下略）	対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限	1 ～ 2 （略）	（略）	（略）	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	（以下略）	（以下略）	（以下略）	高校生等臨時支援金の受給資格認定の申請をした者の徴収期限の変更を加えるもの。
対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限																																				
1 ～ 2 （略）	（略）	（略）																																				
2 の 2 前号により徴収期限が変更された者で、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）による高校生等臨時支援金の受給資格認定の申請をした者	その年度の第 1 期分の授業料又は当該年度の受講料	徴収期限から 6 月を経過した日																																				
（以下略）	（以下略）	（以下略）																																				
対象者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限																																				
1 ～ 2 （略）	（略）	（略）																																				
_____	_____	_____																																				
_____	_____	_____																																				
_____	_____	_____																																				
_____	_____	_____																																				
_____	_____	_____																																				
（以下略）	（以下略）	（以下略）																																				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。